福島工業高等専門学校ハラスメント防止等に関する規則

(平成25年1月8日)

(規 則 第6号)

(最終改正 平成27年11月17日規則第15号)

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメント防止等に関する規則(平成24年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第113号)に基づき、福島工業高等専門学校(以下「本校」という。)におけるハラスメント防止等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント, アカデミック・ハラスメント, パワー・ハラスメント及びその他のハラスメントをいう。
 - (2) セクシュアル・ハラスメント 相手を不快にさせる性的及び性差別的な言動をいう。
 - (3) アカデミック・ハラスメント 教育上、研究上、修学上の権力関係又は上下関係等 を利用して行う嫌がらせや不適切で不当な言動をいう。
 - (4) パワー・ハラスメント 就労上の権力関係又は上下関係を利用して行う嫌がらせや 不適切で不当な言動をいう。
 - (5) その他のハラスメント 前3号に準じる嫌がらせや不当な言動等をいう。
 - (6) ハラスメントの防止及び排除 ハラスメントが行われることを未然に防ぐとともに, ハラスメントが現に行われている場合にその行為を制止し, 及びその状態を解消することをいう。
 - (7) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため就労・修学環境が害されること 及びハラスメントへの対応に起因して不利益を受けることをいう。
 - (8) 監督者 校長,教務主事,学生主事,寮務主事,事務部長,課長その他校長が指名 する教職員及び学生等を監督・指導する地位にある者をいう。
 - (9) 教職員 本校に就労するすべての者をいう。
 - (10) 学生等 学生,科目等履修生,研究生,聴講生等学校で修学するすべての者をい
 - (11) 関係者 学生等の保護者,関係業者等教職員又は学生等と就労又は修学上関係を 有する者をいう。
 - (12) 相談者 ハラスメントに関する相談を申し出たすべての者をいう。
 - (13) 苦情相談 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談をいう。
 - (14) 相談員 教職員,学生等及び関係者からハラスメントに関する苦情の申出及び相談に対応する教職員をいう。

(不利益取扱いの禁止)

第3条 教職員,学生等及び関係者は,ハラスメントに対する拒否,ハラスメントに対する苦情の申出,当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに関し正当な対応をしたことのためにいかなる不利益も受けない。

(校長の責務)

第4条 校長は、教職員及び学生等がその能力を充分に発揮できるような就労・修学環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントの対応に起因して当該教職員、学生等及び関係者が不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(監督者の責務)

- 第5条 監督者は、良好な就労・修学環境を維持するため、次の各号に掲げる事項に注意して ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。
 - (1) ハラスメントに関し、教職員及び学生等の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
 - (2) ハラスメントが学校で生じていないか、又は生じるおそれがないか、教職員及び学生等の言動に十分な注意を払い、就労・修学環境を害する言動を見逃さないようにすること。
 - (3) ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する教職員及び学生等の対応に起因して、当該教職員及び学生等が学校において不利益を受けていないか、又はそのおそれがないか、教職員及び学生等の言動に十分な注意を払い、教職員及び学生等が不利益を受けることがないよう配慮し、就労・修学環境を害する言動を見逃さないようにすること。
 - (4) 教職員、学生等又は関係者から苦情相談があった場合には、真摯にかつ迅速に対応すること。
- 2 監督者は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員の責務)

第6条 教職員は、理事長が定める指針の定めるところに従い、ハラスメントのない健全で、 かつ良好な就労・修学環境を維持することに努めなければならない。

(研修等)

- 第7条 校長は、ハラスメントの防止等を図るため、教職員に対し、必要な研修等を実施しなければならない。
- 2 校長は、新たに教職員となった者に対し、ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった教職員に対し、ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるために、研修を実施するものとする。
- 3 教職員は,前2項に基づいて実施される研修を受講するものとする。 (苦情相談の申出)
- 第8条 教職員,学生等及び関係者は,相談員に対し,苦情相談を申し出ることができる。 (相談員の配置及び苦情相談対応)
- 第9条 本校に、ハラスメントに関する苦情相談の申出に対応するため、次の各号に掲げる相談窓口及び相談員を置く。
 - (1) 教職員等相談窓口 教職員のうちから校長が指名する男女各2名の相談員
 - (2) 学生相談窓口 学生保健センター相談員のうちから校長が指名する男女各1名の相

談員

- 2 相談員は、相談者から相談を受けたときは、当該苦情相談に係る問題の事実関係等の把握 に努め、及び相談者に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。この場合において、相 談員は、理事長が定める苦情相談への対応についての指針に十分留意しなければならない。
- 3 相談員は、苦情相談への対応に当たっては、当事者のプライバシーや名誉その他の人権を 尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(ハラスメント対策委員会)

第10条 本校に、福島工業高等専門学校ハラスメント対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第11条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) ハラスメントの防止排除に関する対策についての企画立案に関すること。
 - (2) ハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応等に関すること。
 - (3) 第9条第1項に規定する相談窓口の運営等に関すること。
 - (4) その他ハラスメントの防止等に関する重要な事項に関すること。

(組織)

- 第12条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 教務主事
 - (2) 学生主事
 - (3) 寮務主事
 - (4) 事務部長
 - (5) その他校長が必要と認めた者

(委員長)

- 第13条 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、学生主事がその職務を代行する。

(任期)

- 第14条 第12条の委員の任期は1年とする。ただし、その欠員が生じた場合の補欠の 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の委員は再任することができる。

(構成員以外の出席)

- 第15条 委員長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。 (ハラスメント調査部会の設置)
- 第16条 委員長が必要と認めたときは、ハラスメント調査部会を設けハラスメントの実態 調査をさせることができる。
- 2 前項の部会員は委員長が本校教職員から指名する。

(報告)

第17条 委員長は会議で審議した事項は、校長に報告するものとする。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 「福島工業高等専門学校セクシャル・ハラスメントの防止に関する規則」(平成11年8月30日規則第1号)・[福島工業高等専門学校セクシャル・ハラスメントの防止に関する規則(以下「規則」という。)第5条に規定するセクシャル・ハラスメント防止委員会及び規則第11条に規定する相談員の申し合わせ](平成19年3月28日改訂規則第1号)及び「福島工業高等専門学校セクシャル・ハラスメントの防止のための指針」(平成11年3月25日校長裁定)は廃止する。

附 則 (平成 27 年 11 月 17 日規則第 15 号)

この規則は、平成27年11月17日から施行する。